

# 基金情報

No. 30

平成16年8月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/

## 平成16年7月・主要事業概況

事項	7月末数	対前月増減数	事項	7月末数(累計)
事業所数(件)	261	0	年金掛金	調定額(円) 417,361,826 収納額(円) 414,536,728 収納率 99.3%
加入員数(人)	男子	6,308	事務費掛金調定額(円)	24,836,760
	女子	2,623		-13
	計	8,931		-13
平均標準給与月額(円)	男子	348,817	資産運用	信託資産額 280億1,528万円 修正総合利回り -0.29% ベンチマーク差 -0.25%
	女子	223,954		2,929
	計	312,146		3,450
受給者数(人)	5,329	10	慶弔金	30件 61万円
平均年金額(円)	436,134	939	保養所利用者数	1,235人

## 平成15年度決算理事会開催 …50%給付減額と法改正対応を承認…

### 不足金解消に必要な掛金率14%

このたび、平成15年度の決算がまとまり、9月の代議員会にてその承認をいただくこととなりますが、年金経理の決算結果は、52億1,106万円の不足金(平成14年度の繰越不足金を含む)が発生しており、これを解消するためには14%の特別掛金の引上げが必要となっています。

特別掛金の引上げは、平成14年度決算において既に求められていましたが、給付減額を行うことを前提として引上げを見送ってきた経緯があります。

この特別掛金の引上げの見送りは、1年間として厚生労働大臣の承認を得たものとなっていますので、平成17年4月には、平成15年度の決算結果を踏まえて、給付減額により特別掛金の引上げを行う必要があります。

### 給付50%減額・特別掛金8%引上げ

特別掛金の引上げ幅を給付減額によって抑制し、事業主負担の増大を軽減する方針については、既に平成16年2月の代議員会にて決定されています。

しかし、どの程度の給付減額割合とするかといった点については、平成16年9月の代議員会で決定することとなり、財政運営委員会にて検討がなされてきましたが、結論をまとめ平成16年8月24日開催の理事会に諮られました。

給付減額の割合については、種々ご意見がありました。国の基準や2月実施のアンケート結果あるいは特別掛金の引上げによる事業主の負担増などを勘案した50%の減額にて理事会で了承されました。

### 資産運用委員会8/24・ 資産運用の見直しへの検討はじめる

年金資産の運用については、常にその状況などを把握・分析を行い、四半期毎には年金資産運用委員会にて評価や必要な対応を図っています。

平成15年度においては、政策アセットミックスの変更や市場の動向による修正や部分的な見直しを行いました。このたび、より効率的な運用を図るため、さる8月24日開催の委員会において、大和総研から運用実績評価と検討課題につき聴取し、今後検討を重ねることとなりました。

### 段階的引上げにより急激な事業主の負担増を緩和

また、特別掛金については、50%の給付減額を行うことにより、引上げ幅が14%から8%となり、この8%の引き上げにて了承されています。

しかし、アンケート結果から窺う事業主負担には8%の引上げにも配慮すべき状況がみられることから、国の弾力的な措置である段階的な引上げを行うことで理事会でも了承されました。

段階的な引上げは、8%が1~2%拡大しますが、5年以内に引上げを完了させればよいこととなっています。

引上げの期間は、年金財政の面においてはできるだけ短期が望ましいところです。このため、9月の代議員会には3年(8→9%)と5年(8→10%)の段階的引上げ案を併記しながらも、3年による引上げ案にて諮ることとしています。

### 事業主説明会と加入員同意

給付減額の実施により特別掛金を抑制するためには、加入員の三分の二以上と労働組合の同意を得る必要があります。これに備え、平成16年10月上旬に事業主説明会を予定しています。

開催のご案内は、代議員会後を予定していますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

### 理事会8/24・法改正の対応も了承

先に成立しました厚生年金保険法の一部改正内容について、財政運営委員会は、基金に関連する事項の対応案を検討しておりましたが、その結果をさる8月24日開催の理事会に諮りました。

この対応案の概要は次のとおりであり、それぞれ平成17年4月1日実施となっていますが、9月開催の代議員会に上程し議決を得ることとしています。

- 免除料率の引上げに伴う基金の掛金率の変更  
免除料率(代行部分の給付に必要な掛金として国から受ける料率)が引上げら分、基金の掛金率引上げる規約変更を行う。
- 予定利率の設定  
上乗せ部分に係る予定利率は現行どおり5.5%とする。
- 標準報酬の上限  
基金の標準報酬の上限を国に合わせることにする。
- 規約が認可された場合の加入員周知  
義務化された規約認可の加入員周知は、基金情報を活用し、事業主の協力を得ることとする。
- 年金の支払回数弾力化  
基金に委ねられた年金の支払回数は、現行どおりとする。

17年4月1日から実施されます。  
この改正内容は、厚生年金基金にも適用されますが、適用は申出となっています。

### 訂正とお詫び

平成16年6月号の基金情報の記事「新・委員6名でスタート」の中で、委員のお名前に誤りがありましたので、慎んでお詫び申し上げます。

【誤】 木下 進一 理事  
【正】 木下 真二 理事

### 9月の事業予定

16/第83回代議員会の開催

30/平成15年度決算書・厚生労働大臣提出

### 年金改正のポイント(実務事項) ③ 育児休業に関する改正

育児休業に関しては、3点の改正が行われています。

1点目は、保険料免除措置の拡大です。

現在、育児休業期間における保険料の免除は、1歳までの子が対象ですが、3歳までに拡大されました。

2点目は、標準報酬の改定の導入です。

標準報酬は、定時決定や給与や諸手当の昇降給による随時改定のみ改定が行われます。

しかし、子が3歳になるまでの間は、育児休業を終了して就労時間の減少などによって、

報酬額が少なくなった場合も標準報酬の改定を行うこととなりました。

この標準報酬の改定は、その後3か月間の報酬月額によって行われ、改定された標準報酬にて保険料が計算されます。

3点目は、前標準報酬の年金反映です。年金額の計算には、保険料の対象となった標準報酬が用いられます。

しかし、子が3歳になるまでの標準報酬が、就労時間の減少などによりダウンした場合でも、受ける年金の計算においては、改定前(育児休業中)の標準報酬が用いられることとなりました。

これらは、次世代の育成措置として厚生年金保険法の改正が行われ、いずれも平成

**事業状況**

— 保養所の運営状況 —  
② 利用者別状況

平成15年度の保養所利用者数4,014人のうち、当基金の加入員の利用数は294人(7.3%)、その他3,720人(92.7%)となっています。

平成14年度の加入員の利用数は419人(8.7%)であり、利用者総数の減少傾向は加入員にも同様の傾向が生じています。

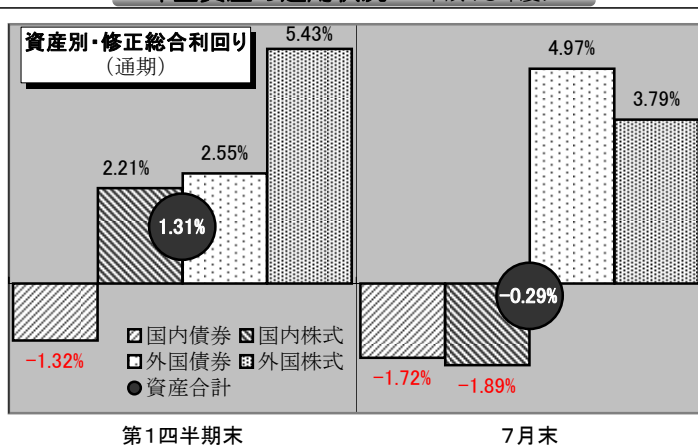
**基金関係者の利用1/3**

平日・休前日別にみる加入員の利用数の減少(平成15年度)は、平日において平成14年度比▲0.3%、休前日において平成14年度比▲3.2%ととなっており、休前日における加入員の利用の落ち込みが高い状況となっています。

保養所の加入員の利用は低い状況にありますが、その他の利用者には、年金受給者、加入員や年金受給者の家族の方々(推計・25%)が含まれています。

これら加入員や受給者とその家族を合わせますとその利用者数は、全数の三分の一程度となります。

**年金資産の運用状況 <平成16年度>**



**社会保障の在り方懇談会・初会合**

社会保障の在り方に関する懇談会は、税・保険料など負担と給付の在り方を含め、社会保障全般について一体的な見直しを検討することとし、内閣官房長官の私的諮問機関として設置されました。

第1回の会合は、7月30日に開催され、『税と社会保障は一体で考えるべき』などの意見がだされた模様です。

懇談会のメンバーは、有識者6名のほか、政府側から内閣官房長官と金融・経済財政担当、総務、財務、厚生労働、経済産業の各大臣が関わっています。

有識者メンバーは次の各氏となっています。

- 石 弘光(政府税制調査会会長)、笹森 清(日本労働組合総連合会会長)
- 潮谷義子(熊本県知事)、西室泰三(日本経済団体連合会副会長)
- 杉田享毅(日本新聞協会理事)、宮島 洋(社会保障審議会年金部会長)

**基金数299の減、実基金数805**

**厚生年金基金連合会まとめ**

先般、厚生年金基金連合会は、平成15年度の厚生年金基金の事業実績を取りまとめ・公表しました。

これによる厚生年金基金数は、解散あるいは代行返上によって、前年度より299基金が減少し、平成15年度末の基金数は1,357となっています。

この1,357基金のうち、552は将来返上基金(解散しようとしたまたは企業年金基金になろうとし厚生労働大臣の認可を受けている基金)ですので、存続的状態にある実基金数は805といえます。

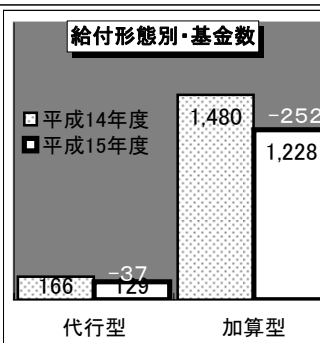
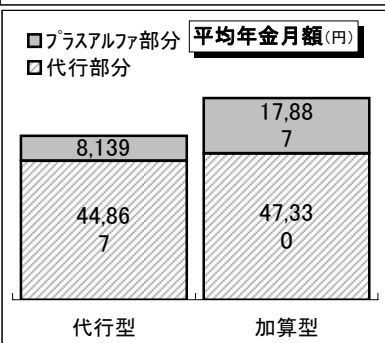
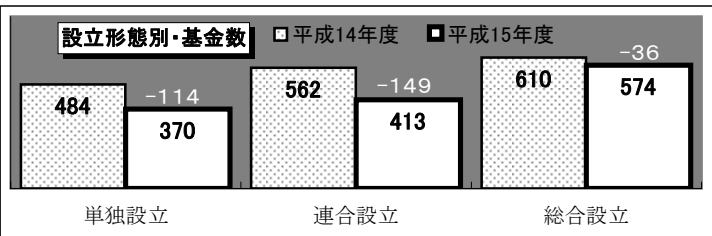
減少状況を設立形態別にみますと、連合設立における減少件数・減少率(-26.5%)がともに多く、単独設立も23.6%の減少となっています。

総合設立基金の減少(35基金・5.9%)も目立っています。

また、給付形態別にみる減少状況は、加算型の減少率(17.0%)よりも代行型の減少率(22.3%)の方が高くなっています。これは、加算型への移行が含まれているほか、代行型基金は古く成熟度が高いことなどが要因となっているものと想われます。

なお、年金給付の状況では、代行型基金と加算型基金のプラスアルファ部分の平均年金額には、2.2倍の差があります。

代行部分を含めた平均年金額(月額)は、代行型52,006円、加算型65,217円となっています。



**厚生年金の平成15年度収支初の赤字**

社会保険庁は、8月6日、厚生年金の平成15年度の収支決算が制度発足以降はじめて赤字(▲3,379億円)となったと公表しました。

この主な要因は、10年度以降の被保険者の減少と賞与の見込みが下回ったためと説明されています。

**平均寿命・男女とも更新!**

厚生労働省は、平成16年7月16日「平成15年簡易生命表」を発表しました。

これによる平均寿命は、男子78.36歳(+0.04年)、女子85.33歳(+0.10年)と過去最高となっていますが、男子の伸びが低く、男女差(6.97歳)は拡大し、この差も過去最大とのことです。

男子の伸びが低い要因として、自殺者の増加が考えられています。また、男子の平均寿命は、国際比較で昨年の第1位から第3位に後退しています。女子は昭和60年以降第1位を保っています。

なお、65歳の平均余命は、男子18.02年(+0.06年)、女子23.04年(+0.08年)となっています。

**平均寿命の国際比較(上位3位)**

	男子		女子	
	国名	平均寿命	国名	平均寿命
第1位	アイスランド	78.7歳	日本	85.3歳
第2位	香港	78.6歳	香港	84.5歳
第3位	日本	78.4歳	スイス	83.0歳

**年金改正法案・衆議院で否決**

民主党は、さきの通常国会で成立した年金改正法の廃止を求め、7月30日に「国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案」を衆参両院に提出しました。

同法案は、8月4日の衆議院厚生労働委員会で否決され、8月5日の衆議院本会議においても否決されました。

**基金用語**

**【標準報酬の上限設定】**

基金における標準報酬は、国(厚生年金)の標準報酬が適用されますが、基金においては国の標準報酬の上限を超えた設定ができることとなっています。

国の標準報酬は、給与については下限98,000円から上限620,000円に区分され、賞与については1回の支払いにつき150万円が上限となっています。

基金においては、この62万円より150万円の上限を超えた標準報酬を設けることができるわけです。

上限を超えた標準報酬の設定は基金の裁量となっておりますが、設定の判断要素は、上限のたまりが適当と考えられ、一部では、上限のたまり(上限該当者の数)の目安は5%といわれています。

平成16年の年金改正での考え方は加入者の平均標準報酬の2倍が上限の目安とされています。

上限の設定は、負担と給付を勘案して行のが適当と考えられます。

標準報酬の上限の引上げは、その分掛金が増収となりますが、一方で給付もその分増加することとなります。しかし、上限者の給付水準はより適切なものとすることができます。

基金関連・動向と状況